

第5章

推進体制



1. 地域福祉計画推進委員会

この計画は、これからの佐世保市の地域福祉の方向性を示すものでありますが、その実施状況については、佐世保市が設置する「地域福祉計画推進委員会」において、指標等を用いて計画の達成・進捗状況や取組みの効果などについて点検・評価を行います。

地域福祉計画推進委員会の評価は、次年度以降の施策や取組みへ反映させていく必要があることから、毎年行っていくこととします。

また、地域福祉計画推進委員会は、年度ごとの点検・評価結果や第3章第4節「計画推進の成果の評価等」で得られた結果などを参考にしながら、次期計画における内容について検討を行い、その策定にも参画することとします。

なお、本計画の性質上、地域福祉計画推進委員会の事務局は、佐世保市と社会福祉協議会の共同で担うこととします。

